

品川区多言語校正指導員設置要綱

制定 平成28年2月28日区長決定要綱第28号

改正 平成31年3月19日区長決定要綱第77号

(目的)

第1条 区が英語、中国語、韓国語等の言語（以下「多言語」という）に対応した刊行物等を作成するにあたり、より日本語の意味に近い正確な翻訳をし、区民等に行政用語の意味を正確に伝え、あわせて区職員の多言語対応能力を向上させるため、品川区多言語校正指導員（以下「校正指導員」という）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、校正指導員とは、区から依頼のあった多言語対応刊行物について、紙文書または電子データの原稿を自ら校正し、区に提出するとともに、必要に応じて区職員に多言語対応に係る助言・指導をする者をいう。

(委嘱)

第3条 区長は、次の各号に掲げる要件を満たす者を英語、中国語または韓国語の校正指導員として委嘱する。

- (1) 日本語を読むこと、書くこと、聞くことができること。
- (2) 多言語の知識が豊富で、多言語を読むこと、書くこと、聞くことができること。
- (3) 行政用語に精通していること。
- (4) 多言語から日本語への翻訳、日本語から多言語への翻訳について、行政用語の意味を正確に伝える翻訳ができること。
- (5) 広く社会の実情に通じていること。

(任期)

第4条 任期は1年とする。ただし、更新を妨げないものとする。

(委嘱の取消)

第5条 区長は、校正指導員が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、委嘱を解くことができる。

- (1) 校正指導員の責務を遵守しなかったとき。
- (2) 心身の故障のため、業務に支障があると認められるとき。
- (3) 辞退の申し出があったとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、区長が特に校正指導員にふさわしくないと認める事由が発生したとき。

(校正)

第6条 校正は、区から提供された紙または電子データの原稿に、校正指導員が手書きまたは電子データへの赤入れの作業を行うことにより実施する。赤入れの作業を

行なった原稿は、文書、FAX、電子メール等の方法で区に提出する。

(相談日)

第7条 校正指導員は、区長が指定した日時・場所において、区職員への指導や校正業務を行う。

(謝礼)

第8条 校正指導員への謝礼は次のとおりとする。

区分	作業量 または従事時間	謝礼
自宅等での作業	原稿用紙A4 3枚以内 (30分未満の作業量)	1,000円
	原稿用紙A4 4枚～6枚程度(30分以上1時間程度の作業量)	2,000円
区での相談日対応・ 指導等を行う場合	1時間程度	3,000円
	2時間程度	5,000円
	3時間程度	7,000円

[備考]

- 1 自宅等での作業における1時間あたりの原稿用紙の確認作業量は、原稿の難易度や文字数により、必要作業時間数を算定する。
- 2 区での相談日対応・指導等で、対応時間に30分未満の端数が生じる場合は、1,000円を加算する。
- 3 区での相談日対応・指導等で、対応時間に30分以上1時間未満の端数が生じる場合は、2,000円を加算する。

(秘密の保持)

第9条 校正指導員は、活動上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。校正指導員を退いた後も、また同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、校正指導員に関し必要な事項は、所管課長が別に定める。

付則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。